

## ～次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画～

### 1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### 2. 内容

#### 【目標1】

子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の利用を促進する。

#### 《対策》

- ① 通達により、制度の周知を図る。
- ② 休暇制度の利用状況を把握する。

#### 【目標2】

年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均5日以上とする。

#### 《対策》

- ① 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ② 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。

以上